

CONTENTS

商工会 ふくい

No.33
春号
2012.05

【特集】

- P1 としておき特産品ギフトを首都圏へ贈る販路開拓支援
- P2 贈る販路開拓支援 経営支援機能・会員サービス強化を推進！ ～平成24年度福井県商工会連合会重点事業～

【金融・労務支援】

- P3 金融情報
- P4 労働保険事務代行

【新事業展開支援】

- P5 ふるさと企業育成ファンド事業
- P6 ふくいの逸品創造ファンド事業
- P7 ふくいの事業者魅力アップ支援事業
- P8 中小企業支援ネットワーク強化事業

【情報化支援】

- P9 100万会員ネットワーク

【県内の景気動向】

- P10 中小企業景況調査
- P11 会員情報調査

【施策情報】

- P12 商工貯蓄共済積立金の運用状況
- 商工貯蓄共済満期据置 金利優遇キャンペーン
- 先進医療特約

福井ふるさと百景 北潟菖蒲園

商工会は行きます 聞きます 提案します
～会員満足向上運動～

発行所／福井県商工会連合会
〒910-0004 福井市宝永4-9-14
TEL(0776)23-3624 FAX(0776)25-2157
責任者／川上 正男
年4回(2・5・8・11月)1日発行(購読料60円)
(購読料は会費に含まれています)

としておき特産品ギフトを首都圏へ贈る販路開拓支援 ふくいの逸品セット商品開発・販路開拓支援事業



本事業は、県内各地に存在する隠れた逸品を掘り起こし、ブラッシュアップすることで、ギフト・通販市場における福井県産品のブランド価値を向上し、首都圏等への販路開拓を支援することを目的に実施しています。

平成22年度から2年間に渡り逸品を掘り起こし、45事業所のブラッシュアップと15事業所の商品開発・販路開拓を行い、それらの商品をまとめたオリジナルカタログ「越前若狭まるごと大発見GIFT」を作成しました。このカタログは、県観光営業部ふるさと営業課を

通じ、県外に居住し福井に愛着のある「ふくいふるさと県民」に配布する予定です。

今年度は、これまで掘り起こしていない地区を中心に逸品の掘り起こしを行い、商品の付加価値を向上するセミナーおよびブラッシュアップを実施します。全商工会地区でブラッシュアップした質の高い逸品を取り揃えることで、顧客訴求力の高いギフト・通販向け商品の開発と販路開拓を支援します。

「商工会は行きます 聞きます 提案します ～会員満足向上運動～」 経営支援機能・会員サービス強化を推進！

～平成24年度福井県商工会連合会重点事業～

【巡回指導の強化と経営支援情報の共有化】

県連合会は、昨年度に引き続き「商工会は行きます 聞きます 提案します ～会員満足向上運動～」をスローガンに掲げ、徹底した巡回訪問により会員ニーズを的確に捉え、ニーズに応じた経営支援を実施するための支援体制を強化・拡充します。

全会員への巡回指導の実施および非会員事業所への特別巡回による支援ニーズ把握と会員加入推進に取り組むほか、下記の事業を重点的に取り組んでいきます。

1. がんばる小規模企業応援事業

中小企業支援ネットワーク強化事業による上級アドバイザーの巡回および課題に対応した専門家派遣の積極的活用を推進します。

また、商工会認証システムを活用した経営力向上やビジネスマッチング事業による販路拡大支援などにより、企業の経営革新に対する取組みを支援します。

- (1) 経営力の向上支援
- (2) 経営革新等の新事業展開支援
- (3) 創業・再チャレンジ支援
- (4) 事業承継支援

2. 情報化支援事業

会員サービスの向上を図るため、商工会IT化基本計画の見直しを行い、ネットd e 記帳、100万会員ネットワーク及び基幹システムなどを有効に活用した支援体制の強化を図ります。

また、会員企業の様々なニーズに早急に対応するための各種調査研究と情報の収集・提供事業を展開します。

- (1) 「ネットd e 記帳」による会員企業の経営力向上支援
- (2) 「100万会員ネットワーク」による会員情報発信力強化の支援
- (3) 基幹システムの活用による業務効率化と情報化支援の調査研究

3. 地域活性化事業

商業環境の変化により買物難民が発生するなど、地域コミュニティが疲弊していることから、今年度は商工会が主体となり、地域の小売業者が連携することで既存商圈を超えて移動販売するためのモデル事業を行います。

また、ギフト商品開発や販路開拓の支援に取り組むとともに、地域商業の競争力強化のための消費拡大や施策活用を支援します。

- (1) 地域コミュニティの維持活動の研究および試験的事業の実施
- (2) 農商工連携・地域資源活用企業への支援強化
- (3) 中小商業対策・まちづくり支援事業の展開

金融情報

I. 県制度融資を拡充

長引く円高など景気の先行きへの懸念を踏まえて、セーフティネット資金の融資枠を引き続き確保するとともに、前向きな資金を拡充し、企業の新たな設備投資や県外・海外への販路開拓を支援しています。

平成24年度から下記のとおり中小企業者向け制度融資の拡充等が行われました。

【改正内容】

1. セーフティネット資金の確保
(経営安定資金・資金繰り円滑化支援資金の取扱い延長)
2. 産業活性化支援資金の拡充 (県外または海外で利用可能な資金メニューを創設)
(融資対象者を追加「県外・海外販路開拓支援分」)
3. 産業活性化支援資金 (設備資金) 利子補給
(経営活性化支援分および新事業展開支援分に限る) の設備資金に対し、雇用要件を追加して実施する
※補給対象者については、当該資金により購入先の県内外を問わず設備を購入し、新たな常用労働者を2名以上雇用する企業 (ただし、小規模事業者は常用労働者が減少しないことをもって足りる)
※小規模事業者の定義 中小企業信用保険法第2条第2項第1号の会社および個人

業 種	常時使用する従業員数
製 造 業	20人以下
小 売 業	5人以下
サービス業	5人以下
卸 売 業	5人以下

II. マル経利子補給制度を延長

小規模事業者が厳しい経営環境にある中、商工会並びに商工会議所連合会の県知事への要望活動により「マル経融資」の利子補給制度が今年度も継続されることになりました。

【利子補給内容】

1. 補給期間：貸付から2年間
2. 補 給 額：利子のうち0.5%相当分
1.85%(平成24年4月15日現在の金利) - 0.5% = 実質金利 1.35%
※補給対象者は平成24年4月2日～平成25年3月29日までに融資を受けられた方で、初めて県の利子補給を利用される方
※各市町の支援策により、さらに利子補給される場合もございますので詳細につきましてはお近くの商工会にお問い合わせください。

マル経融資は商工会で経営指導を受けている小規模事業者が利用できる融資制度です。

労働保険事務を代行します

労働保険の年度更新

労働保険（労災保険と雇用保険）の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を単位として計算されることになっており、その額は全ての労働者（雇用保険については、被保険者）に支払われる賃金の総額に、その事業ごとに定められた保険料率を乗じて算定することになっています。年度更新手続きとは、前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付と新年度の概算保険料を納付するための申告・納付の手続きのことをいいます。この年度更新手続きは、毎年6月1日から7月10日までの間に行わなければならないので手続きが遅れないようご注意ください。

労働保険事務代行

商工会には厚生労働大臣の認可を受けた労働保険事務組合が設置されており、事業主からの委託を受けて事業主が行うべき労働保険の事務処理を行っています。事務処理を委託すると次のような利点がありますので、年度更新前のこの時期に商工会の労働保険事務組合への委託については是非ご検討ください。

事務処理を委託すると次のような利点があります

- ① 労働保険料等の申告・納付等の労働保険事務を事業主に代わって処理しますので、事務処理の手間が省けます。
- ② 労災保険に加入することができない事業主や家族従事者なども労災保険に特別加入することができます。
- ③ 労働保険料の額に関わりなく3回に分割納付できます。（労働保険事務組合に委託していない場合は一定額を超えないと分割納付ができません。）

委託できる事務の範囲

- ① 概算保険料、確定保険料などの申告及び納付に関する事務
- ② 保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務
- ③ 労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- ④ 雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
- ⑤ その他の労働保険についての申請、届出、報告に関する事務

なお、労災保険及び雇用保険の保険給付に関する請求等の事務は、労働保険事務組合が行うことのできる事務から除かれています。

詳しくは商工会までお問い合わせください。

雇用保険料率の改定について

平成24年4月1日から、以下のとおり雇用保険料率が改定されました。
平成24年度の労働保険年度更新の際には、お間違いのないようお願いいたします。

【改定前】（平成23年度確定保険料）

	被保険者負担(①)	事業主負担(②)	保険料率(①+②)
一般事業	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
農林水産、清酒製造の事業	7/1000	10.5/1000	17.5/1000
建設の事業	7/1000	11.5/1000	18.5/1000



【改定後】（平成24年度概算保険料）

	被保険者負担(①)	事業主負担(②)	保険料率(①+②)
一般事業	5/1000	8.5/1000	13.5/1000
農林水産、清酒製造の事業	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
建設の事業	6/1000	10.5/1000	16.5/1000

ふるさと企業育成ファンド事業

新分野展開スタートアップ支援事業

県内の中小企業のみなさんが、自社の既存の技術やサービスなどを活かして、これまでとは異なる新しい分野への展開に取り組む場合、設備や販路開拓等に多額の費用が必要となります。

こうした経費の一部を助成するとともに、金融機関、商工会または商工会議所、ふくい産業支援センターで構成する支援チームが、事業計画の達成に向けたサポートを行い、新分野への進出を支援します。

助成事業対象者	県内に主たる事業所を有する中小企業者であって、1年間以上の事業実績があり、過去3年間の平均または前事業年度の売上額が年間10億円未満の方 ※「みなし大企業」は除きます。 ※過去3年間に福井県産業労働部が所管する補助金等を受けた方は対象になりません。
対象経費	新商品等開発、施設・設備、販路開拓等にかかる費用 （建物修繕費、構築物費、機械装置費、工具・器具・備品費、原材料費、外注加工費、謝金、旅費、使用料・賃借料、需用費、役務費など） ※助成金は、交付決定された事業が完了した後に交付されます。 また、交付決定前に発生した費用は助成の対象になりません。
補助率および助成限度額	助成率 2/3 助成限度額 1,000万円（下限100万円）

○募集期限：5月31日(木)まで申請を受け付けます。

新しい分野への展開事例としては
卸・小売業から製造業への展開
建設業から建設機械卸売業への展開
眼鏡製造業から医療用品製造業への展開・・・などです。

※申し込みには、日本標準産業分類の細分類以上が異なる取組みが必要です。

商工会の支援

商工会では「新分野展開スタートアップ支援事業」に採択されるためのポイントの指導や申請資料の作成支援を行っています。

ものづくり人材育成修学資金貸与事業

県内外の理工系大学院(修士課程・博士課程)に在学し、県内に本社を有するものづくり企業に就職を希望している学生への修学資金貸与を行います。

貸与対象者	県内外の理工系大学院(修士課程・博士課程)に在学し、県内に本社を有するものづくり企業に就職を希望している学生 (福井県出身者かどうかは問いません。本人や親の収入による受給制限はありません。)
貸与人数	毎年度15名ずつ新規に貸与
貸与金額	毎月6万円（他の奨学金との併給可） 修士課程(2年間)の場合⇒総額144万円 博士課程(3年間)の場合⇒総額216万円
返済免除条件	大学院終了後、県内に本社を有するものづくり企業（製造業、情報サービス業）に継続して7年間勤務

※募集案内や応募書類の様式等は下記のホームページからダウンロードできます。
<http://www.fisc.jp/archives/cat3/monozukuri.html>

○募集期限：5月28日(月)まで申請を受け付けます。

ふくいの逸品創造ファンド事業

県内の中小企業のみなさんが、地場産業で培ってきた技術や、豊かな農林水産物、地域の特色ある観光資源等の「ふくいの強み」を活かした特徴ある新商品・新サービス（ふくいの逸品）を開発し、販路開拓を図ろうとする取組みを応援します！

Ⅰ. “福井の強みを活かす” チャレンジ支援事業

助成事業対象者	福井県内に主たる事業所を有し、次に掲げるいずれかに該当する方。 ①中小企業者(ただし、「みなし大企業」は中小企業者から除きます。) ②個人事業者、③有限責任事業組合、④農業協同組合、⑤農業組合法人⑥特定非営利活動法人、⑦ ①から⑥に該当する者で構成されるグループ	
対象事業	県内の地域産業が培ってきた技術、海山の豊かな農林水産物、歴史伝統など地域の特色ある観光資源等、県内の特色ある産業資源＝「福井の強み」を活用した、新商品・新サービスの開発から販路開拓までの事業化に向けた取組み。	
対象経費	①新商品開発・販路開拓にかかる費用	②販路開拓のみにかかる費用
助成率および助成限度額	①助成率 1/2以内(助成限度額 500万)	②助成率 1/2以内(助成限度額 200万)

※制度内容が変更になる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

Ⅱ. 企業同士の「連携」による福井産地の再活性化

①企業連携による繊維産地競争力強化モデル事業

助成対象者	異業態連携	同業態連携
対象事業	県内の事業所において、以下の業態のいずれかを営む中小企業で構成する3業態以上3社以上のグループ 【業態】：燃糸業、広幅織物製造業、ニット生地製造業、編レース生地製造業、細幅織物製造業、染色整理業、縫製業、繊維製品卸売業	県内の事業所において、以下の業態のいずれかを営む中小企業で構成する同業態4社以上のグループ
対象事業	異業態の繊維関連の参加企業が、連携して一つの企業体のようになって事業計画を作成し、それぞれの技術や情報などの強みを活かしながら新商品開発や販路開拓を行うモデル的な事業	同業態の繊維関連の参加企業が、多品種・小ロット・短納期といったニーズへの対応、在庫リスクの軽減などを目的として、グループでの共同販売、新商品開発を行うモデル的な事業
対象経費	新商品開発・販路開拓にかかる費用	
助成率および助成限度額	助成率 2/3以内(助成限度額 600万円)	

②小売店との連携による福井ブランドめがね販売モデル事業

助成対象者	県内に事務所を有する眼鏡関係の中小企業者(眼鏡小売店等との連携が必要です。)
対象事業	産地企業と連携小売店等が、福井産の新ブランド眼鏡の企画・生産からPR・販売までを共同で行うモデル的取組みとし、下記に定める要件をすべて満たす事業。 ①産地企業は、新商品を自社ブランドとして企画・生産し、当該眼鏡は産地統一ブランド「THE291」の認定を受けること。 ②連携小売店等におけるPR・販売に際しては、「THE291」および福井産地、産地企業名等について、消費者にわかりやすく表示・説明すること。
対象経費	新商品開発・販路開拓にかかる費用
助成率および助成限度額	助成率2/3以内(助成限度額 600万円)

Ⅲ. 農商工連携による新事業創出支援事業

助成対象者	福井県内に主たる事業所を有し、次に掲げるいずれかに該当する方。 ①中小企業者(ただし、「みなし大企業」は中小企業者から除きます。) ②個人事業者、③有限責任事業組合、④農業協同組合、農業協同組合連合会および農事組合法人、⑤漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合および水産加工業協同組合連合会、⑥森林組合、森林組合連合会および木材協同組合連合会、⑦特定非営利活動法人、⑧ ①から⑦に該当するもので構成されるグループ
対象事業	商工業者と農林水産業者がそれぞれの経営資源・ノウハウを活かして行う「農商工連携の取組み」により、福井県の農林水産物を活用した新商品・新サービスの開発・販路開拓を行う取組み、または福井県の農林水産物の新たな販売方法等による販路開拓の取組み。
対象経費	新商品開発・販路開拓にかかる費用
助成率および助成限度額	助成率2/3以内(助成限度額 600万円)

○募集期間(詳細な日程は未定)

- ①第1回：6月下旬～8月上旬
- ②第2回：12月下旬～2月上旬

○商工会の支援

商工会では「ふくいの逸品創造ファンド」に採択されるためのポイントの指導や実際の申請資料の作成支援を行っています。
また、採択された際における商品開発や販路開拓の専門家派遣等の支援を行っています。
逸品ファンドに限らず、地域資源活用や農商工連携の取組みをお考えの方は一度商工会にご相談ください。

新ふくいの商業者魅力アップ支援事業

飲食やファッションなどの県外一流店で修業した商業者の県内での企業支援や飲食業や観光地の宿泊業に従事する者の県外一流店での修業支援を通して、県内商業者のレベルアップにつなげます。

海外・県外の有名店修業者のふるさと開業を支援します！

～ 最大で開業資金500万円支援 ～

1. 募集内容

県内商業者のレベルアップを図るため、日本料理、イタリアン、フレンチなどの飲食業や、衣料品の販売、理美容などのファッション業で、海外・県外の有名店で修業された方が福井県内で開業する際の資金を支援します。

2. 支援内容

- 補助対象経費 店舗の新築に必要な設計料および工事請負料、店舗の修繕料、設備・備品購入費、消耗品費、広告費、手数料その他開業に必要な不可欠な経費
- 補助率 補助対象経費の3分の1以内
- 補助限度額 1店舗1開設者あたり500万円

3. 応募資格

次に掲げる要件すべてに該当する方

- ①県内の小中学校、高等学校、専門学校、大学のいずれかを卒業していること
- ②県内に飲食業またはファッション業の店舗・事務所を開業すること
- ③海外の専門学校での修学経験もしくは海外・県外有名店での修業経験を相当期間有すること
- ④県内での店舗開業が初めてであること
- ⑤店舗開業の日から3年間以上営業を継続すること
- ⑥後進者の技術向上の指導を行うなど、県内同業種の発展に協力すること

4. その他留意事項

- 補助対象者は、応募者の修業経歴や店舗開業計画などを審査する審査会を開催し選考します。
- 審査会参加に係る旅費や申請書の提出に係る事務経費などについては、補助対象者の採択のいかんに関わらず補助の対象になりません。

県外有名店への修業を応援します！

～ 月額5万円 最大3年間 ～

1. 募集内容

県内商業者のレベルアップを図るため、日本料理、イタリアン、フレンチなどの飲食業、衣料品の販売、理美容などのファッション業、旅館サービスなどの宿泊業に就業されている方の県外有名店への修業を支援します。

2. 支援内容

- 補助対象経費 使用料および貸借料(家賃)
- 補助率 補助対象経費の2分の1以内
- 補助限度額 5万円/月(最大3年間)
- その他 県が保有する県外公舎の貸与

3. 応募資格

次に掲げる要件すべてに該当する方

- ①県内に本社を有する飲食業、ファッション業、宿泊業の店舗等に就業していること(または直近の就業先であること)
- ②県外の有名店において、12月以上修業を行う予定であること
- ③修業期間終了後、県内の店舗等において就業すること

4. その他留意事項

- 補助対象者は、応募者の修業先や修業の内容などを審査する審査会を開催し選考します。
- 審査会参加に係る旅費や申請書の提出に係る事務経費などについては、補助対象者の採択のいかんに関わらず補助の対象になりません。

ふるさと企業育成ファンド事業・ふくいの逸品創造ファンド事業・ふくいの商業者魅力アップ支援事業に関するお問い合わせは、ふくい産業支援センター(TEL 0776-67-7406)またはお近くの商工会へ。

中小企業支援ネットワーク強化事業

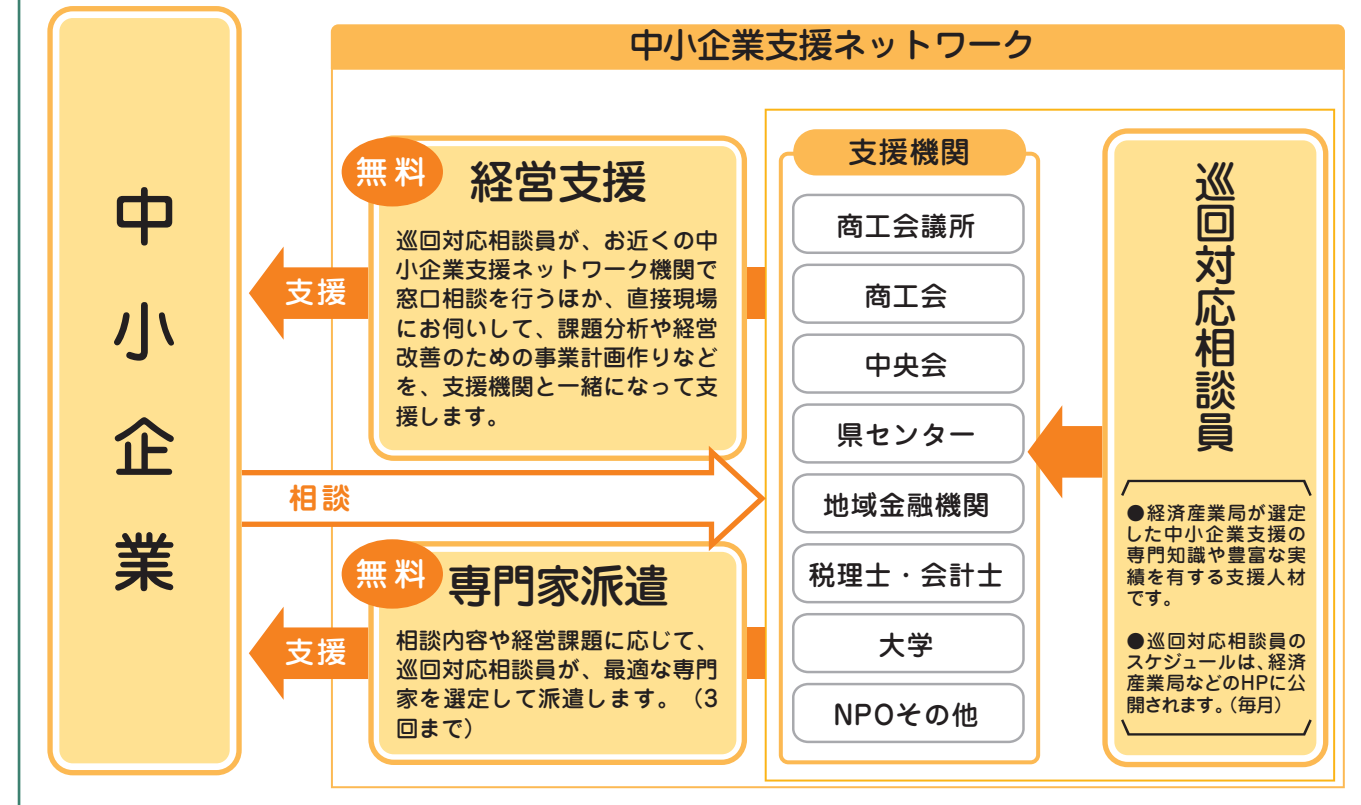
中小企業が抱える経営課題が高度化する中で、個々の中小企業支援機関の日常的な相談のみでは十分な対応が困難なことから、平成24年度も福井県商工会連合会・坂井市商工会・わかさ東商工会から成る中小企業支援ネットワークを整備して、支援機関の連携の強化、支援能力の向上を図ることにより、中小企業が抱える経営課題への支援体制を構築しました。

中小企業支援ネットワークは経済産業局が、選定した上級アドバイザー（巡回対応相談員）がネットワークを構成する支援機関を巡回し、支援機関の相談対応の一環として、高度・専門的な相談に直接対応。必要な場合はさらに専門家の派遣により、中小企業が抱える高度・専門的な課題の解決を図るものです。

- ・県商工会連合会：担当上級アドバイザー：佐治 眞悟氏
年間巡回予定：96回 毎週水曜、木曜（4月現在）
- ・坂井市商工会：担当上級アドバイザー：神尾 修二氏
年間巡回予定：24回 毎月 第1、第3木曜（4月現在）
- ・わかさ東商工会：担当上級アドバイザー：前野 壽伸氏
年間巡回予定日：24回 毎月 第2、第4水曜（4月現在）

※ 日程等が変更になる場合がありますので、お問い合わせください。

巡回対応相談員の支援の流れ



～商工会の100万会員ネットワーク～

「SHIFT (ホームページ作成支援システム)」を利用してホームページを作成してみませんか

商工会では、会員事業所の情報発信を支援するため、ホームページの作成・運用システム(SHIFT)を無料で提供しています。パソコンに自信のない方でも簡単な操作で利用できます。また、ネットショップの開設や、インターネットを使った宿泊予約などの仕組みをつくりたいといった方のニーズにも対応しています。

会員事業者の声

高野由平商店(南越前町商工会)

明治元年の創業以来、変わらぬ製法で梅肉（練り梅）を作り続けています。3年の時間をかけてじっくりと熟成させた甘露梅肉の濃厚な甘酸っぱさや、紅梅液のおよやかな風味は、お客様から大変なご好評をいただいております。

一子相伝梅一筋の味は古くからのお客様も多く、全国からお電話や他社の通販サイトにてご購入いただいております。今回、自社のネットショップを無料で簡単に開設できるという商工会さんからの勧めもあって、100万会員ネットワークを利用したホームページ作成を決意しました。

お電話とあわせて、販売窓口の一つとして利用していただき、お客様サービスの向上につなげられれば嬉しく思います。



<http://www.shokokai.or.jp/18/184021S0069/index.htm>

商工会による支援内容

商工会では、ホームページ作成支援システム(SHIFT)を利用することでネットショップの手数料、出品料、歩合などは一切かからず、気軽に自社のHPを持てる利点の説明並びに事業所の特徴を効果的に情報発信する掲載原案作りにアドバイスをしました。また、HP開設後は商品発送の際の封入チラシにURLを記載することを提案し自社HPへの誘導を支援しました。

お申込み・お問い合わせは、今すぐお近くの商工会へ！

自動車税の納期限は5月31日(木)です。納期限までに納付しましょう!!

- ☆身体に障害のある方が所有する自動車等について、自動車税が減免される場合があります。その場合には納期限までに手続きを済ませてください。
- ☆車検を受けるときは、自動車税納税証明書が必要です。自動車税領収証書の横に付いている「納税証明書」をご使用ください。



コンビニでも納税できます!!

これらのコンビニであれば、原則として24時間全国どこでも土曜・日曜・祝日でも納付が可能です。【利用できるコンビニ】

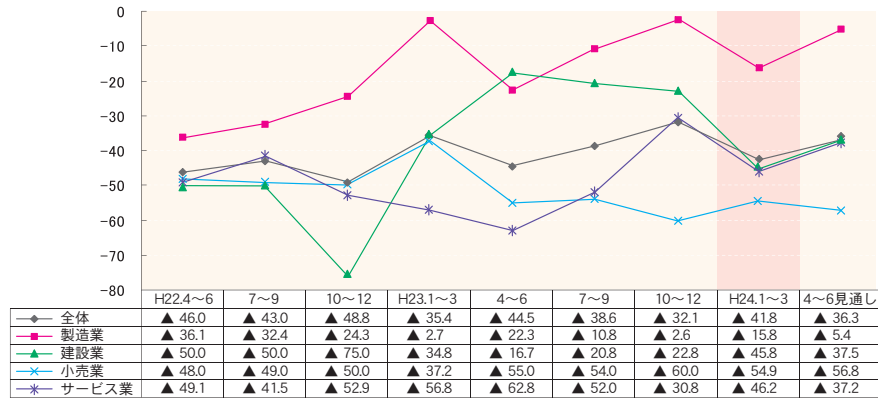
- ローソン ●ファミリーマート ●サークルK ●サンクス ●ミニストップ ●コミュニティ・ストア
- デイリーヤマザキ ●ポプラ ●ヤマザキデイリーストアー ●エーエム・ビーエム ●エブリワン
- くらしハウス ●ココストア ●スリーエイト ●スリーエフ ●生活彩家 ●セーブオン ●セブンイレブン (順不同)

景気はやや下降したが、今後は回復の兆しがみられる

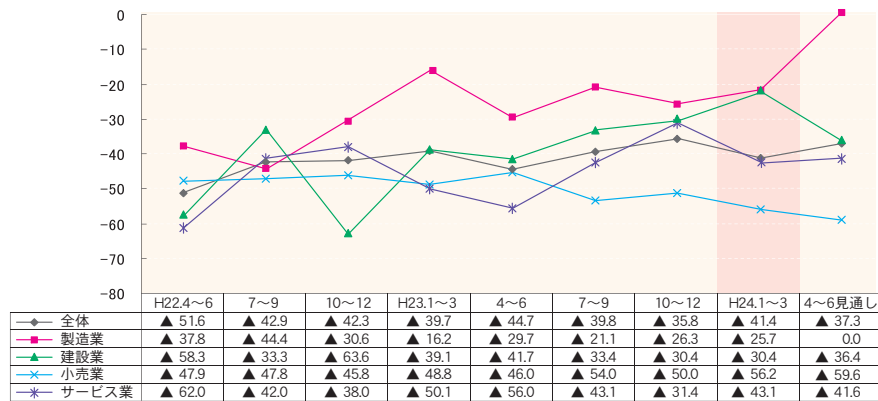
～中小企業景況調査～

福井県商工会連合会では、福井県内商工会会員165企業（製造業38企業、建設業24企業、小売業51企業、サービス業52企業）に対して年4回景況調査を実施しています。全体の業況DI値は前回の調査と比べて5.6ポイント悪化しています。業種別では小売業が6.2ポイント、サービス業が11.7ポイントの悪化となり、製造業と建設業は横ばい状況となりました。ただ、4～6月の業況は4.1ポイント改善する見通しとなっており、業種別では、建設業や小売業は悪化するものの、製造業が25.7ポイントの大幅改善が見込まれ、東日本大震災に関する復興需要や為替円高による輸入原材料価格の低下等を背景として業況が好転したと思われます。

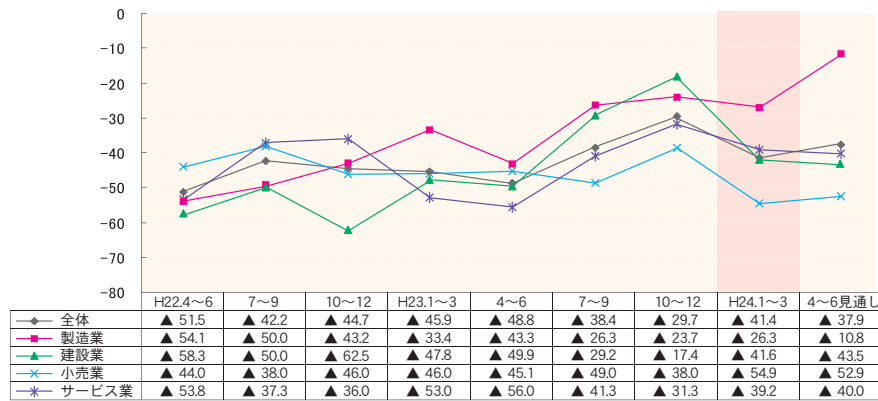
売上高のDI値推移（対前年同期比）



業況のDI値推移（対前年同期比）



採算のDI値推移（対前年同期比）



***DI値（ディフュージョン・インデックス、景気動向指数）**
 企業の景気動向を示す指標です。各調査項目について＜増加・上昇・好転＞の割合から＜減少・低下・悪化＞の割合を差し引いた値で、＜景気動向指数＞を表しています。
 DI(数式) = (上昇企業数 - 低下企業数) ÷ 回答企業数 × 100

厳しい状況から資金繰りが悪化

～会員情報（経営動向）調査～

県内各商工会では、全経営指導員が各地域の経営環境を把握し、商工会全体で情報の共有を図り、対策を講じることを目標として、年4回「会員情報（経営動向）」調査を実施しております。平成24年3月に実施した調査結果では、地域の実情に応じた様々な情報が集まっています。

製造業

- 織物製造業** エアージェット織機を使用し、織物製造業をしているため、電気料金の負担は大きく、今後の電気料金の値上げで赤字に転落する恐れがある。採算性を考慮して織機の稼働率を下げ電気代を節約することも考え、先行きを注視している。（高志・福井地区）
- 建設資材加工業** 東日本大震災の影響で取引先の親会社からの受注は好調である。従業員の採用も考えているが、好調な状況がいつまで続くか解らず採用には慎重になっている。（高志・福井地区）
- 燃糸業** 東日本大震災の以降も厳しい状況が続いている。手形決済の期日は長く、現金決済へ移行し、資金繰りを安定化させたいが取引先も経営状態が厳しく改善には至らない。（坂井地区）
- 眼鏡部品製造業** 長引く円高の影響で輸出が振るわず、在庫調整が続いている上、納期短縮が進み厳しい状況である。雇用調整も視野に入れた対策を検討中である。（丹南地区）

建設業

- 土木工事業** 公共事業からの受注は低迷し、完成工事高は横ばい状況に推移している。取引条件も悪化して厳しい状況が続き、雇用の維持が大変である。（丹南地区）
- 電気工事業** 受注先は大型家電量販店が中心で、地デジ化・エコポイントの終了後の反動は大きく売上は大幅に減少した。工事分野を広げ、新たな職人の雇用による売上増を検討したが、現況は資金繰りが厳しく難しい状況である。（坂井地区）
- 建築板金業** 経営の安定を目指し同業者で協力し合い、地元営業を強化し顧客の囲い込みに取り組んでいる。さらに、新規顧客獲得に努め、売上増に繋げている。（坂井地区）

卸・小売業

- 機械器具卸売業** 国外向けの販売が主流であるため、円高の影響を強く受け、大幅な売上減少になっている。借入金を見直し、借換えにより資金を一本化させ、返済負担の軽減につなげていきたい。（高志・福井地区）
- 家電販売業・工事業** 地デジ化・エコポイントの終了後、売上は落ち込むが太陽光発電工事やリフォームなど利益率の高い業務に傾斜し利益を確保している。厳しい環境の中でも、若い人材を採用し計画的な従業員教育を図っている。（高志・福井地区）

サービス業

- 飲食業** 飲食店は総じて厳しい環境におかれているが、商工会が始めた極味膳事業の成果もあり、参加店の売上は前年並みを維持、または一部のお店で向上している。（坂井地区）
- 旅館業** 原子力発電所の停止により、旅館・民宿業は作業員による利用が減り、売上は激減している。先行きの不安を感じ動向を見守っている状況である。後継者のいない民宿は廃業も考えている。（嶺南地区）

その他

- 一般貨物自動車運送業** 石油価格高騰により、燃料費は上昇するが、運賃に転嫁することは出来ず利益率は悪化している。運転資金を申込むが、今後の利益見込みが立たず、資金調達することができなかった。既存借入金の条件変更で対処したい。（坂井地区）

協会けんぽ福井支部の保険料改定について

平成24年度の健康保険料率が変わります。

依然として厳しい財政状況が続く中、協会けんぽは本年3月分(4月納付分)の保険料より引上げをお願いせざるを得なくなりました。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

現行 **9.5%** → 平成24年3月分(4月納付分)～ **10.02%**

厳しい医療保険の財政状況に加え、高齢者医療への拠出金などがますます増えることから、保険料率の引上げをお願いせざるを得なくなりました。現下の中小企業の厳しい経営環境や家計の状況、また景気の先行きも不透明な中ではありますが、加入者の皆様の健康な生活を支え、安心して医療サービスを受けられるように、このようなご負担につきまして、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、これに全国一律の介護保険料率(現行1.51%から1.55%に変更)が加わります。変更後の健康保険料率と介護保険料率は、3月分(4月納付分)から適用されます。

ご不明な点がございましたら、協会けんぽ福井支部までお問い合わせください。 **全国健康保険協会 福井支部** 電話:0776-27-8300 協会けんぽ URL:http://www.kyoukaikenpo.or.jp/

商工貯蓄共済積立金の運用状況

商工会会員の皆様にご加入いただいております商工貯蓄共済は、毎月の掛金から年に一度、生命保険料と事務手数料を差し引いた残りを商工貯蓄共済積立金として一元的に運用しています。

平成24年3月31日現在の運用状況は次の通りです。

種別	設定金額 (百万円)
金融機関定期預金	1,700
国債・地方債・政府保証債	4,449
福井県商工振興協同組合への貸付金	790
普通預金 他	46
計	6,985

商工貯蓄共済 満期据置金 金利優遇キャンペーン

期間中に、商工貯蓄共済制度（モデル1、3、4、6）の満期を迎え、払い出しせずにそのまま積立金を据え置いた方が対象となります。

通常金利

優遇金利

0.3% + 0.15%

- 対象期間 平成24年4月～平成25年3月の満期据置
- 優遇期間 据置開始から1年間

- ・金利優遇の適用を受けた満期据置が1年を待たずに解約された場合は、優遇金利は適用されません。通常金利のみとなります。
- ・1年経過後は通常金利となります。
- ・表示の通常金利は平成24年4月1日現在の金利です。金利情勢により変動する場合があります。
- ・優遇金利は変動しません。

「先進医療」でさらに安心！

商工貯蓄共済医療保障特約型に先進医療特約が新登場！

新登場 **先進医療特約** 全額自己負担となる先進医療の技術にかかわる費用に備えるために

先進医療の技術にかかわる費用に応じて通算1,000万円までお受取りになれます。

先進医療特約とは？

先進医療の技術にかかわる費用については、公的医療保険の対象とならないため、全額自己負担となり高額になることがあります。

こうした先進医療を受けた場合でも、お客さまが安心して治療に専念できるよう、先進医療の技術にかかわる費用の額をお支払いします。

先進医療の自己負担額の例（1件あたりの平均費用）

技術名	自己負担額
重粒子線治療(固形がんに係るものに限る)	約295.3万円
悪性腫瘍に対する陽子線治療(固形がんに係るものに限る)	約267.6万円
多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術(白内障に係るものに限る)	約51.8万円
内視鏡的大腸粘膜下層剥離術	約15.3万円